

# 事業所の概要

【運営規程の概要】

事業所名	特別養護老人ホーム片貝さくら	
所在地	〒947-0101 新潟県小千谷市片貝町字諏訪宮 4708 番地 1	
連絡先	TEL 0258-81-2051	FAX 0258-81-2052
サービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
事業所番号	1590800064	
利用定員	29名 (1ユニット9名×1、10名×2)	
管理者	田中 孝 (タナカ タカシ)	
協力医療機関	医療法人崇徳会 長岡西病院 所在地 長岡市三ツ郷屋町 371 番地 1 電話 0258-27-8500	
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額の利用者負担分 ([利用料その他の費用の額]のとおり)
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額 ([利用料その他の費用の額]のとおり)
その他の費用	【利用料その他の費用の額】のとおり	

【従業者の勤務体制】

従業者の職種	員数	
	常勤	非常勤
管理者	(1)	
医師		(3)
生活相談員	(1)	
看護職員	2	
介護職員	18	
栄養士	1	
機能訓練指導員	(1)	
介護支援専門員	(3)	

※( )内は、同一事業所内での他職種を兼務する

【利用料その他の費用の額】《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	要介護度	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)	要介護1	6,820円	682円	1,364円	2,046円
	要介護2	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護3	8,280円	828円	1,656円	2,484円
	要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
	要介護5	9,710円	971円	1,942円	2,913円

加算の種類	算定単位	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
サービス提供体制加算(I)	1日につき	220円	22円	44円	66円
看護体制加算(I)	1日につき	120円	12円	24円	36円
外泊時費用加算《入院・外泊した場合、1月に6日を限度》	1日につき	2,460円	246円	492円	738円
初期加算《入所日から30日間》	1日につき	300円	30円	60円	90円
安全対策体制加算(入所時のみ)	1回のみ	200円	20円	40円	60円
栄養マネジメント強化加算	1日につき	110円	11円	22円	33円
科学的介護推進体制加算(II)	1月につき	500円	50円	100円	150円
口腔衛生管理加算(II)《行った方のみ》	1月につき	1,100円	110円	220円	330円
夜勤職員配置加算(II)イ	1日につき	460円	46円	92円	138円
個別機能訓練加算I	1日につき	120円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算II	1月につき	200円	20円	40円	60円
個別機能訓練加算III	1月につき	200円	20円	40円	60円
退所時情報提供加算	1回	2,500円	250円	500円	750円
生産性向上推進体制加算(II)	1月につき	100円	10円	20円	30円
看取り介護加算《行った方のみ》	死亡日以前31~45日	720円	72円	144円	216円
	死亡日以前4~30日	1,440円	144円	288円	432円
	死亡日前日及び前々日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	死亡日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
介護職員等処遇改善加算(I)		(上記ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費+加算・減算)×14.0%	左記の1割相当額	左記の2割相当額	左記の3割相当額

《その他の費用》

内容	算定単位	金額
居住費	1日につき	2,750円
食費	朝食(1食につき) 昼食(1食につき) 夕食(1食につき)	480円 605円 600円
日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの (理容・美容代、身の回り品費、教養娯楽費等)		実費

※利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。

※利用者負担段階ごとの居住費・食費の利用者負担

利用者負担段階	対象者	居住費(日額)	食費(日額)		
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
第1段階	○市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○生活保護受給者	預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方	880円	300円	
第2段階	○市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方	880円	390円	
第3段階①	○市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円未満の方	預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方	1,370円	650円	
第3段階②	○市町村民税世帯非課税であって、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方	1,370円	1,360円	
第4段階	○上記以外の方		2,750円	1,685円	

【秘密の保持】

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、正当な理由がない限り在職中及び退職後においても決して漏らしません。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

【事故発生時の対応】

- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

【緊急時における対応方法】

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医及び家族等への連絡を行う等必要な措置を講じます。

【非常災害対策】

- 当事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として防災計画を策定しております。

【苦情処理の体制】

- 別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり

【第三者による評価の実施状況】

- 別紙「苦情や相談に関する対応方法の概要」のとおり